

政令第九十四号

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日は、令和六年六月一日とする。